

「デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託」契約結果

デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託

2 委託内容

- (1) 地域課題解決・活性化に向けたデジタルソリューション（サービス）の整理・分析
 ア 本市におけるデジタルソリューション（サービス）のニーズの整理
 イ ニーズに対応するデジタルソリューション（サービス）の概略整理
 ウ デジタルソリューション（サービス）の導入に向けた動機づけ検討
 エ モデル実証ソリューション（サービス）候補の検討
- (2) 社会のデジタル化の促進に向けた基盤整備の検討
- (3) 有識者等の意見調査
- (4) 広報資料の作成
- (5) 報告書作成
- (6) 業務打合せ等

3 契約の相手方

アクセンチュア株式会社

4 契約金額

18,955,875 円

5 契約日

令和2年12月23日

6 評価結果

	提案者	評価点数（580点満点）
1	アクセンチュア株式会社	523
2	株式会社三菱総合研究所	425
3	株式会社クニエ	374

7 評価委員会開催経過

委員会開催日時	令和2年11月27日（金）09：00～11：30	
委員会開催場所	市庁舎18階 みなと4会議室	
評価委員の出席状況	評価委員5名中5名出席	出席者数
		5 / 5
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受託候補者の選定（評価基準等）について ・プロポーザルに関するヒアリング ・今後のスケジュールについて 	
事務局	政策局政策課	

8 評価基準
別紙のとおり

9 問合せ先
横浜市政策局政策課（担当：久堀、酒井）
TEL：045-671-2010
E-mail：ss-seisaku@city.yokohama.jp

「デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託」に関するプロポーザル に係る提案書評価基準

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

採点が同点の場合は、評価事項のうち、提案内容の評価点の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	倍率	評価点
予定技術者の 経験及び 業務実施能力 (15点)	現場責任者	現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか ※本業務に生かすことのできる過去の実績については、「過去5年間に『国、都道府県、政令市のいずれかにおいて、複数の地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用に係る検討業務』の受託実績」と「過去5年間に『国、都道府県、政令市のいずれかにおいて、都市OSおよび連携サービスに関する調査検討業務』の受託実績」の両方とする。	15		×3	
提案内容 (95点)	実施方針	実施方針が的確で、業務説明資料との整合が取れているか	10		×2	
	特定課題	デジタルソリューションの導入に際して、ニーズを抽出する際の本市の特性を踏まえた留意点の視点が的確であり、解決手法が有効なものとなっているか	20		×4	
		デジタルソリューションの導入に向け、本市の特性を踏まえた各方面のステークホルダーの動機づけに向けた方策を検討する際の考え方が的確であり、分析手法が有効なものとなっているか。また、有識者やステークホルダーに対する意見調査方法が適切なものであり、想定している有識者およびステークホルダーが適格であるか	20		×4	
		社会のデジタル化の促進に向けた基盤整備について、本市の特性を踏まえ、有効に運用するための留意点の視点が的確であり、解決手法が有効なものとなっているか	20		×4	
		業務内容を正確に理解しているか	15		×3	
		取組意欲が感じられるか	10		×2	
ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (6点)	次の項目について1つ満たすごとに1点加算 <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得 <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得 <input type="checkbox"/> 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得 <input type="checkbox"/> よこはまグッドバランス賞の認定の取得		6		×1	
評価点の合計（116点満点）						

(1) 予定技術者の経験及び業務実施能力は、A、B、Cの3段階評価を行う。

(2) 提案内容は、A、A'、B、B'、Cの5段階評価を行う。

(3) 予定技術者の経験及び業務実施能力、提案内容の評価については、次のように点数化を行

い、項目ごとの倍率を乗じ評価点を算出する。

評価	A	A'	B	B'	C
評点	5点	4点	3点	2点	0点

- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の評価については、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。
- (5) 「予定技術者の経験及び業務実施能力」および「提案内容」においてC評価のある者は原則として選定しない。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					
		A	A'	B	B'	C	
予定技術者の経験及び業務実施能力	現場責任者 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか	複数の実績がある		実績がある		実績がない	
提案内容	実施方針	十分な理解に基づいた的確な提案である	理解に基づいた的確な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案である	理解が乏しい提案である	
	特定課題	デジタルソリューションの導入に際して、ニーズを抽出する際の本市の特性を踏まえた留意点の視点が的確であり、解決手法が有効なものとなっているか	非常に的確な視点を持った有効性の高い優れた手法である	的確な視点を持った有効性の高い手法である	どちらともいえない	視点の的確性や手法の有効性がやや欠けたものである	視点の的確性や手法の有効性が欠けたものである
		デジタルソリューションの導入に向け、本市の特性を踏まえた各方面のステークホルダーの動機づけに向けた方策を検討する際の考え方が的確であり、分析手法が有効なものとなっているか。また、有識者やステークホルダーに対する意見調査方法が適切なものであるか	非常に的確な考え方をを持った有効性の高い優れた手法である。さらに意見調査方法が非常に適切であり、想定している有識者およびステークホルダーが非常に適格である	的確な考え方をを持った有効性の高い手法である。さらに意見調査方法が適切であり、想定している有識者およびステークホルダーが適格である	どちらともいえない	考え方の的確性や手法の有効性がやや欠けたものである。さらに意見調査方法の適切性や想定している有識者およびステークホルダーの適格性がやや欠けたものである	考え方の的確性や手法の有効性が欠けたものである。さらに意見調査方法の適切性や想定している有識者およびステークホルダーの適格性が欠けたものである
		社会のデジタル化の促進に向けた基盤整備について、本市の特性を踏まえ、有効に運用するための留意点の視点が的確であり、解決手法が有効なものとなっているか	非常に的確な視点を持った有効性の高い優れた手法である	的確な視点を持った有効性の高い手法である	どちらともいえない	視点の的確性や手法の有効性がやや欠けたものである	視点の的確性や手法の有効性が欠けたものである
		業務内容を正確に理解しているか	十分理解している	理解している	どちらともいえない	やや理解していない	理解していない
		取組意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	意欲がやや認められない	意欲が認められない
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。						